

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
12月20日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課).....一
 - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(厚政課).....一
- 公告
 - 契約の締結(健康増進課).....一
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課).....二
 - 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取(商政課).....五
 - 換地計画書の縦覧(農村整備課).....五
 - 公共測量の実施(二件)(監理課).....六
 - 柳井都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....六
 - 柳井都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....六
- 選管告示
 - 直接請求に必要な有権者の数.....七
- 公安委規則
 - 国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利
用に関する規則の一部を改正する規則.....七
- 企業管理規程
 - 山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程.....八

山口県告示第二百六十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療



扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年十二月二十日

氏名	住所	施術者	所在地	指定年月日
牛見真理子	山口市黒川七五五の五		山口県知事	令和元、一〇、一
前田 香	三和町八番五号		村岡 嗣政	〃
森 可奈子	吉田二二三三三の三		〃	〃
吉岡まゆみ	秋穂東七〇〇五の一		〃	一七
松浦 寛治	防府市大字高井四三二の一		〃	〃

山口県告示第二百六十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年十二月二十日

地域	密着型介護老人福祉施設	所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム青景園	美祢市秋芳町秋吉五二四三の三	山口県知事	令和元、九、一
サテライト秋芳の里		村岡 嗣政	〃



(二九八) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和元年十二月二十日

事務を担当する課の名称及び所在地	山口県知事	村岡 嗣政
健康福祉部健康増進課 山口市滝町一番一号		
二 契約に係る物品の名称及び数量		

抗インフルエンザウイルス薬（イナビル吸入粉末剤20mg） 三万三千四百箱

三 契約の相手方を決定した手続
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
令和元年十一月二十五日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
第一三共株式会社 東京都中央区日本橋本町三丁目五番一号

六 契約金額
五千七百八十二万八千七百六十円

七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政

（一九九）大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、令和元年十二月二十日から令和二年四月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン柳井ショッピングセンター
所在地 柳井市大字柳井一七四〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一

株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 石田 卓巳

株式会社岩崎宏健堂 周南市下一の井手五六三六の五 上野山孝誠

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	加栗 章男	平尾 健一
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	マックスバリュ西日本株式会社	マックスバリュ西日本株式会社

届出年月日

令和元年十一月七日

変更年月日

令和元年九月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ柳井新庄店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
大規模小売店舗に於ける住所	広島市中区八丁堀一八番八号	広島市西区井口明神一丁目一番一〇号

届出年月日

令和元年十一月七日

変更年月日

平成二十八年一月二十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ柳井新庄店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要
 マックスバリュ西日本株式会社
 広島市南区段原南一丁目三番五二号
 平尾 健一
 代表者の氏名

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業者の代表者の氏名	株式会社大創産業	矢野 博文	矢野 靖二

四 届出年月日
 令和元年十一月七日

五 変更年月日
 平成三十年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 マックスバリュ柳井新庄店
 所在地 柳井市新庄四四の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一

三 変更に係る事項の概要
 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社	加栗 章男	平尾 健一

四 届出年月日
 令和元年十一月七日

五 変更年月日
 令和元年九月十日

(二〇〇) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、令和元年十二月二十日から令和二年四月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び平生町役場において公衆の縦覧に供します。

令和元年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 平生ショッピングセンター
 所在地 熊毛郡平生町大字平生町五七一の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一

三 変更に係る事項の概要
 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗	マックスバリュ西日本株式会社	松月堂製パン株式会社	富士商株式会社
代表者の氏名	藤永 典生	淡路 文夫	富士商株式会社

四 届出年月日
 令和元年十一月二十二日

五 変更年月日
 平成十四年五月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

一 名称 平生ショッピングセンター
所在地 熊毛郡平生町大字平生町五七一の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ジュンテンドー	
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	島根県益田市下本郷町二〇六の五	
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	飯塚 正	

四 届出年月日
令和元年十一月二十二日

五 変更年月日
平成十四年六月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 平生ショッピングセンター
所在地 熊毛郡平生町大字平生町五七一の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の住所	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一二一	広島市南区段原南一丁目三番五二号

四 届出年月日
令和元年十一月二十二日

五 変更年月日
平成二十四年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 平生ショッピングセンター
所在地 熊毛郡平生町大字平生町五七一の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ツルハグループ ラグ&フアーマシー西日本	
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	福岡 慎二	
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	村上 正一	

四 届出年月日
令和元年十一月二十二日

五 変更年月日
平成二十七年八月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 平生ショッピングセンター
所在地 熊毛郡平生町大字平生町五七一の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ハーティウォンツ	株式会社ツルハグループ ラグ&フアーマシー西日本

四 届出年月日
令和元年十一月二十二日

五 変更年月日
平成二十七年八月十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 平生ショッピングセンター
所在地 熊毛郡平生町大字平生町五七一の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 株式会社ツルハグループ ラッグ&ファーマシー西日本	変更後 広島市安佐南区祇園三丁目二六番三号	変更後 広島市西区井口明神一丁目一番一〇号
--------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------	--------------------------

四 届出年月日
令和元年十一月二十二日

五 変更年月日
平成二十八年一月二十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 平生ショッピングセンター
所在地 熊毛郡平生町大字平生町五七一の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
---------	-----	-----

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

加果 章男

平尾 健一

四 届出年月日
令和元年十一月二十二日

五 変更年月日
令和元年九月十日

(二〇一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、令和元年七月九日山口県公告(六一)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。
当該意見は、令和元年十二月二十日から令和二年一月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。
令和元年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ホームプラザナフコ小野田店
所在地 山陽小野田市大字西高泊七三五

二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二〇二) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条の二第一項の規定により、柳井市鷹の巣地区の換地計画を適当であると決定したので、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和元年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類
柳井市鷹の巣地区換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和元年十二月二十三日から令和二年一月十四日まで
三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(二〇三) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(臨港道路台帳図データ作成)

二 作業の地域

下関市観音崎町及び竹崎町

三 作業の期間

令和元年十一月十八日から令和二年三月二十七日まで

(二〇四) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

二 作業の地域

周南市五月町、新地一丁目、羽島一丁目、東北山二丁目、大字栗屋、大字下上、大字徳山、大字富田及び大字夜市

三 作業の期間

令和元年十二月十一日から令和二年二月二十八日まで

(二〇五) 柳井都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧

柳井市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による柳井都市計画ごみ焼却場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和元年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

柳井都市計画ごみ焼却場一周東環境衛生組合ごみ焼却場

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二〇六) 柳井都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧

柳井市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による柳井都市計画市場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和元年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

柳井都市計画市場一山口県農業協同組合南すおう地方卸売市場

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



山口県選挙管理委員会告示第五十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十一条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

令和元年十二月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二二、一九五
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二四、九六七
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	七三、七八九
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	一〇、一七五
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	六八、〇五〇

下関市選挙区
宇部市選挙区
山口市選挙区
防府市・阿武町選挙区
萩市選挙区
下松市選挙区
岩国市・和木町選挙区
光市選挙区
柳井市選挙区
美祢市選挙区
山陽小野田市選挙区
周防大島町選挙区
上関町・田布施町・平生町選挙区

副知事、県の選挙管理委員会若しくは監査委員又は公安委員会委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二四、九六七
県の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	



国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第十号

国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年山口県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）第十一条第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行われる手続等については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年山口県規則第八十号）の規定の例による。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県企業管理規程第十号

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和元年十二月二十日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局財務規程（昭和四十年山口県企業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「、第四十九条及び第五十条」を「及び第四十九条」に改める。

第四十五条中「出納取扱金融機関を支払人とし、かつ、当該出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、支払依頼書に」を「資金交付通知書に支払依頼書及び」を「資金交付通知書に支払依頼書、」に、「当該出納取扱金融機関に」を「出納取扱金融機関に」に改める。

第四十六条第一項中「出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、支払依頼書に」を「資金交付通知書に支払依頼書及び」に改め、同条第三項中「小切手を振り出し、支払依頼書」を「同項の書類」に改める。

第四十九条第一項中「当該出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、支払依頼書に」を「資金交付通知書に支払依頼書及び」に改める。

第五十三条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第六十五条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第六十九条第一項中「第四十六条第一項の規定により振り出した小切手とその振出日付」を「出納取扱金融機関に対して隔地の債権者に支払をするための資金を交付した場合において、当該資金の交付の日」に、「当該債権者に対して支払をする」を「当該」に、「当該小切手」を「第四十六条第二項の支払通知書」に改める。

第八十五条中「振り出された小切手」を「交付された資金交付通知書」に改める。

附 則

この管理規程は、令和二年一月一日から施行する。ただし、第四十四条の改正規定は、令和元年十二月二十日から施行する。